③　連絡通路
主要構造・階数　S造・地上２階（高架式渡り廊下）
基礎構造　杭基礎
建築面積　198㎡
延べ面積　198㎡
④　その他
上記に伴う付帯電気・機械設備工事一式
アスファルト舗装等、外構一式
⑸　工期　平成31年３月29日まで
⑹　本工事においては「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律代104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑺　使用する主な資機材
①　建築工事
（第１棟）
コンクリート　約11,600㎥
鉄筋　鉄筋Ｄ10～Ｄ38　約1,150ｔ
プレキャストコンクリート　約8,810㎡
トラス筋付プレキャストコンクリート床板　約1,750㎡
リブ付プレキャストコンクリート床板　約7,840㎡
屋根材　アスファルト防水（外断熱工法）　約3,650㎡
（中継棟）
コンクリート　約230㎥
鉄筋　鉄筋Ｄ10～Ｄ35　約31ｔ
プレキャストコンクリート　約288㎥
トラス筋付プレキャストコンクリート床板　約244㎡
屋根材　アスファルト防水（外断熱工法）　約173㎡
（連絡通路）
コンクリート　約170㎥
鉄筋　鉄筋Ｄ10～Ｄ25　約18ｔ
プレキャストコンクリート　約42㎥
屋根材　アスファルト防水（外断熱工法）　約226㎡
（屋外ガスボンベ建屋）
コンクリート　約16㎥
鉄筋　鉄筋Ｄ10～Ｄ22　約２ｔ
プレキャストコンクリート　約６㎥
屋根材　アスファルト防水（外断熱工法）　約33㎡
（電気設備工事）
電灯設備、動力設備、実験設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備、中央監視設備、構内配電線路設備、構内通信線路
（機械設備工事）
換気・空調設備、消火・給排水衛生設備、自動制御設備
⑻　本工事においては、入札に参加する意思を表明する際に施工体制等に関して記述した競争参加資格確認申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型併用）を適用する。
なお、本工事は入札の参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事であり、予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考資料とする。
なお、提出を求める項目は直接工事費の「杭工事」、「鉄筋工事」、「コンクリート工事」、「型枠工事」、「プレキャストコンクリート工事」、「電灯分電盤」、「動力制御盤」、「実験電源盤」、「受変電盤」、「変圧器」、「直流電源設備」、「交流無停電電源設備」、「発電設備」、「中央監視設備」、「空調機」、「給排気ファン」、「溶接ダクト」、「自動制御設備」、「浄化槽設備」及び共通費の「共通仮設費」、「現場管理費」とする。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）、又は３者以内により構成される特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）又は文部科学省（以下「文科省」）における一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑶　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が原子力機構又は文科省における建築一式に係る一般競争参加資格の認定した数値が1200点以上であること。（上記２⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際の数値が1200点以上であること。）また、福島県内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし、建設業法に規定された営業所と同等の機能を有する事務所を工事着工までに福島県内に事後設置する場合はこの限りではない。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を定めた者を除く。）でないこと。
⑸　工事実績の条件　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が、平成８年度以降（ただし、類似工事に係る実績については平成13年度以降に限る。）に元請として完成引渡が完了した下記の同種又は類似工事の工事実績を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20％以上の場合のものに限る。）
また、工事実績は、日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（注１）、省庁、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、公団等、都道府県、市町村が発注した工事に限る。
①と②は同一の業務でなくても良い。②については、適合性判定を受けている場合は民間発注でも良い。
１）同種工事
①　鉄筋コンクリートによる遮蔽機能（厚さ70cm以上）を有し、かつ原子炉等規制法の耐震Ｂクラス以上の原子力施設で、延べ面積が概ね6,700㎡以上の建築工事の実績とする。
②　主たる構造をプレキャスト工法（注２）とした建物で３階建て以上、かつ延べ面積が概ね6,700㎡以上の新築又は増築の建築工事の実績とする。但し、増築工事の場合は、増築部の延べ面積が概ね6,700㎡以上の場合に限る。
２）類似工事
①　原子炉等規制法の耐震Ｂクラス以上の原子力施設で、延べ面積が概ね4,800㎡以上の建築工事の実績とする。
②　主たる構造をプレキャスト工法（注２）とした建物で延べ面積が概ね4,800㎡以上の新築又は増築の建築工事の実績とする。但し、増築工事の場合は、増築部の延べ面積が概ね4,800㎡以上の場合に限る。
注１）原子力事業者　電気事業法第２条に規定された一般電気事業者及び卸電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者とする。
注２）主たる構造を壁式プレキャスト鉄筋コンクリート工法（Ｗ－ＰＣ工法）、ラーメンプレキャスト鉄筋コンクリート工法（Ｒ－ＰＣ工法）、壁式ラーメンプレキャスト鉄筋コンクリート工法（ＷＲ－ＰＣ工法）又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート工法（ＳＲ－ＰＣ工法）とする。
⑹　配置予定技術者　単体又は共同企業体の代表者は、次の資格を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
１）資格　技術士（建設部門）、一級建築士又は１級建築施工管理技士で監理技術者資格証の交付を受けている者であること。
２）工事経験　平成８年度以降（ただし、類似工事に係る実績については平成13年度以降に限る。）に元請として完成引渡が済んでいる以下の同種又は類似工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20％以上の場合のものに限る。）
また、工事実績は、日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（注）、省庁、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、公団等、都道府県、市町村が発注した工事に限る。
①　同種工事　鉄筋コンクリートによる遮蔽機能（厚さ70cm以上）を有し、かつ原子炉等規制法の耐震Ｂクラス以上の原子力施設で、延べ面積が概ね4,800㎡以上の建築工事の実績とする。
②　類似工事　原子炉等規制法の耐震Ｂクラス以上の原子力施設で、延べ面積が概ね4,800㎡以上の建築工事の実績とする。
注）原子力事業者　電気事業法第２条に規定された一般電気事業者及び卸電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者とする。